

亀山市告示第39号

亀山市自主防災組織に対する防災資機材支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市自主防災組織に対する防災資機材支給要綱の一部を改正する告示

亀山市自主防災組織に対する防災資機材支給要綱（平成17年亀山市告示第149号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(定義) 第2条 この告示において「防災資機材」とは、別表に掲げる資機材をいう。		(定義) 第2条 この告示において「防災資機材」とは、別表の第2欄に掲げる資機材をいう。	
(防災資機材の支給の決定) 第5条 [略]		(防災資機材の支給の決定) 第5条 [略]	
<u>(委任)</u> 第6条 <u>この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u>		[条を加える。]	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	防災資機材名	区分	防災資機材名

情報連絡 用資機材	メガホン、携帯用無線機、 ラジオ等	情報連絡 用資機材	<u>電池</u> メガホン、携帯用無 線機、 <u>発電</u> ラジオ等
避難用資 機材	ヘルメット、ライト、ト ラロープ、 <u>車椅子けん引 補助装置</u> 等	避難用資 機材	ヘルメット、 <u>強力</u> ライト、 トラロープ等
[略]	[略]	[略]	[略]
救出救護 用資機材	かけや、ワイヤーロープ カッター、防水シート、 スコップ、のこぎり、つ るはし、おの、ハンマー、 救急箱、はしご、担架、 チェーンソー、チェン ブロック、バール、ジャ ッキ、 <u>毛布類、車椅子、 リヤカー、ロープ類、A ED</u> 等	救出救護 用資機材	<u>テント</u> 、かけや、ワイヤ ーロープカッター、防水 シート、スコップ、のこ ぎり、つるはし、おの、 ハンマー、救急箱、はし ご、担架、チェーンソー、 チェンブロック、バー ル、 <u>油圧</u> ジャッキ、 <u>毛布</u> 等
給食給水 用資機材	給水タンク、かまど、鍋、 炊飯器、やかん等	給食給水 用資機材	給水タンク、かまど、鍋 等
その他資 機材	倉庫、発電機、投光器、 <u>テント、災害用トイレ、 ストーブ、コードリール、 冷風機、非接触型体温計、 感震ブレーカー</u> 等	その他資 機材	倉庫、発電機、投光器等
備考 表中の [] の記載は注記である。			

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。